



不法投棄・不適正処理事案 に関する対応等について

三重県環境生活部廃棄物対策局
廃棄物監視・指導課
廃棄物適正処理PT

建築解体廃棄物の不法投棄事例



建築解体廃棄物の不法投棄事例



3

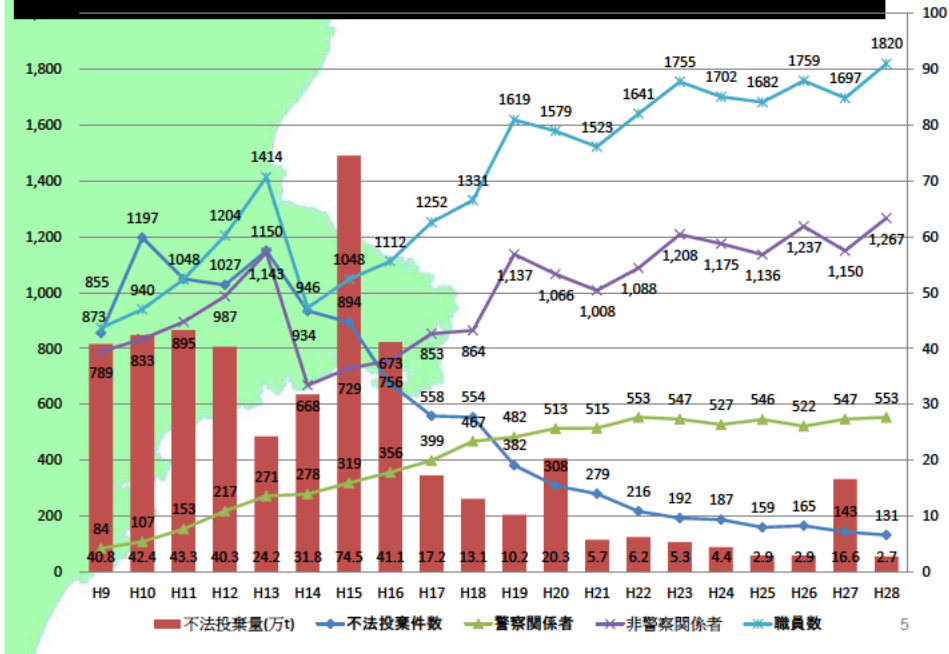
不法投棄事例



巧妙化、ゲリラ的な事案が増加

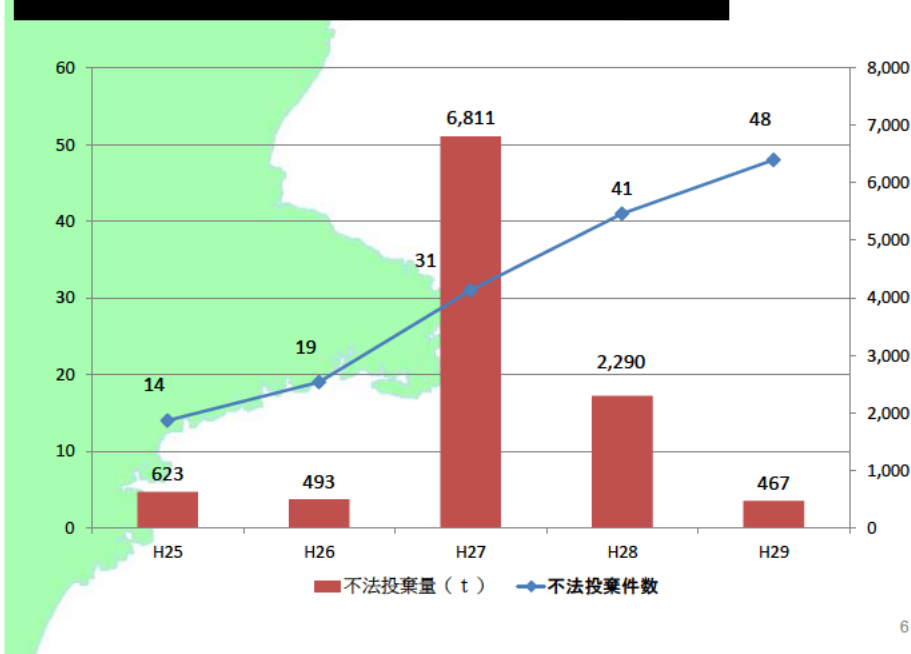


投案件数・投棄量と監視体制の関係図（全国）



5

投案件数・投棄量の関係図（三重県）



6

環境修復①

四日市市大矢知・平津事業

【事業の概要】

産業廃棄物処理業者が安定型最終処分場の許可面積・容量を大幅に超えて埋立を行ったため、有害物質の浸出や廃棄物の飛散・流出等のおそれがある事業

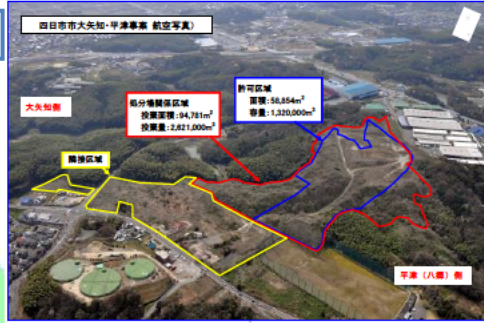
面積・投棄量：
約95,000m²／約2,620,000m³
許可面積等
(58,854m²／1,320,000m³)

【恒久対策の概要】

雨水浸透防止と廃棄物の飛散・流出防止のため、覆土および雨水排水対策

【行政代執行費用】

約 34億円



7

環境修復②

桑名市五反田事業

【事業の概要】

産業廃棄物処理業者による不法投棄された廃棄物が汚染源となり、周辺地下水がVOC(揮発性有機化合物)により汚染された事業

面積・投棄量：
2,906m²／約27,000m³

【恒久対策の概要】

地下水の揚水浄化と高濃度汚染源の掘削・除去

【行政代執行費用】

約 75億円



8

環境修復③

四日市市内山事業

【事業の概要】

産業廃棄物処理業者の安定型処分場に許可品目外の木くず等の処分や許可容量を超えて埋立処分が行われたことにより高濃度の硫化水素ガス等が発生した事案

面積・投棄量
約20,000m²／約340,000m³
(許可面積等)
(10,264m²／101,498m³)

【恒久対策の概要】

霧状酸化剤による硫化水素の発生抑制と整形覆土工等による雨水浸透防止と廃棄物の飛散・流出防止

【行政代執行費用】

約 22億円



9

環境修復④

桑名市源十郎新田事業

【事業の概要】

PCBを含む産業廃棄物が旧処分場東側付近に不法投棄された事により、地中に存在していた油を媒体として河川近傍にまで滲出した事案。

油汚染範囲: 約15,000m²
油中のPCB量: 推定約600kg

【恒久対策の概要】

PCBやVOCを含む廃油の拡散防止と一部掘削や井戸揚油による廃油の回収・処理

【行政代執行費用】

約51億円



10



【不法投棄等不適正事案の改善着手率】

平成27年度	平成28年度	平成29年度	目標値 (平成32年度)
69.2%	100%	100%	100%

【内訳】

平成27年度	69.2%(改善着手数 9件/対象警告発出数 13件)
平成28年度	100.0%(改善着手数 81件/対象警告発出数 81件)
平成29年度	100.0%(改善着手数114件/対象警告発出数114件)

11

三重県における監視指導体制



多様な情報提供の確保

➤ 通報制度

ダイヤル 110番:0120-53-8184(ごみはいやよ)

ファックス 110番:0120-53-3074(ごみみえなし)

メール 110番:gomi110@pref.mie.jp(ごみ110番)

➤ 市町・民間事業者との連携

県内29市町に産業廃棄物に係る立入権限付与
民間警備会社による巡回パトロール、定点撮影
民間21事業者と協定締結(不法投棄等の発見時の通報)



関係機関との連携

➤ 市町村、土木・農林・税務部局との連携

(所管外の違反行為でも見逃さず、関係機関へ情報提供)

➤ 警察と連携した撤去指導等

(事案発覚当初から告発・事件化を見据えて警察と連携)

(事件化できない事案であっても、警察と連携し撤去指導)



12

三重県における監視指導体制



資機材等の活用

- 監視カメラ
- スカイパトロール



13

三重県における監視指導体制



資機材等の活用(H29導入)

ドローンによる測量、廃棄物確認
飛行実績(H29.11~H30.3) 32回



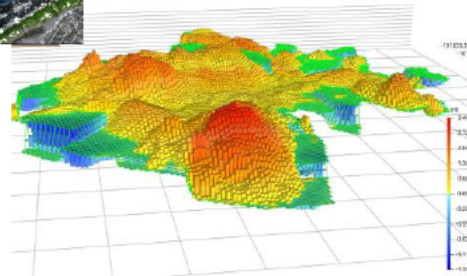
14

三重県における監視指導体制



計算結果

体積: 208.4m³
面積: 429.2m²
高さ: 4.06m



15

三重県における監視指導体制



	従来	ドローン導入後
測定の精度	歪な形状の場合、精度が下がる。	測量誤差は±5センチ以内で精度が高い。
測定の再現性	測量毎に測定点の設定が必要で、測定誤差が生じやすい。	位置情報を記憶していることから再現性が高い。
写真撮影	地上からの撮影では全体像の把握は困難。部分的に変化があっても把握できない。	上空の多方向から撮影するため、全景を含め、細部まで把握が可能。わずかな変化があっても目に見えて分かる。
安全性	撮影、測量のために危険箇所への立入が必要である。	危険箇所に入らなくても、撮影、測量が可能である。

- 短時間で正確な測量が可能
- 定期的な測量により廃棄物保管量の変化が把握可能

16

行政処分事例(無許可事業範囲変更)

事例1

産廃収集運搬業
など90日間停止

に県処分

許可を得ずに廃棄物を荷
下ろししたとして、県は三
日、
物処理会社
の産廃収

集運搬業などを九十日間にわたって停止する行政処分をした。処分は一日付。

県によると、同社は四日市内の事業所から引き取った約十五立方メートルの廃プラスチックを直接処理せず、東員町内の営業所で保管していた。事業所には処理の日付を偽った書類を送付していたという。

県が昨年八月に営業所を立ち入り調査して発覚。同社は県の聞き取りに対し、廃棄物を一時的に保管する許可を取得する手続きを怠っていたと説明。「今後は法令順守に努めたい」と話しているという。

17

行政処分事例(野外焼却)

事例2

産廃収集許可取り消し

県 四日市の運送会社、野焼きで

自社の敷地内で野焼きを断し、許可を取り消した。

したとして、県は八日、四日市の運送会社

の産廃収集運搬業許可を取り消した。

県によると、同社は四月四日、龜山市内の営業所で木製パレットや紙などを燃やした。近くの林に燃え広がって火災となり、消防も出動したという。

同社は県の聞き取りに「以前から野焼きをしていました」と認めたことから、県は廃棄物の焼却を禁止する廃棄物処理法に反したと判

18

